# 令和５年　第１０回八幡浜市農業委員会総会議事録

１．日　時　　令和５年９月５日（火）　１３時３０分
２．場　所　　八幡浜庁舎　５階　大会議室
３．出席委員

○農業委員

| 番号 | 氏　　名 | 番号 | 氏　　名 | 番号 | 氏　　名 |
|---|---|---|---|---|---|
| １ | 濵田　善純 | ２ | 西川　一吉 | ３ | 菊池　眞策 |
| ４ | 欠　席 | ５ | 木口　金富 | ６ | 西川　正則 |
| ７ | 西川　友浩 | ８ | 菊池　繁生 | ９ | 二宮　佳郁 |
| １０ | 古能　聖人 | １１ | 玉木　勝広 | １２ | 坂野　清史 |
| １３ | 比企　義一 | １４ | 二宮　隆徳 | １５ | 山内　裕司 |
| １６ | 大和　眞二 | １７ | 河野　和弘 | １８ | 菊池　健三 |
| １９ | 欠　席 | | | | |

○出席職員
　事務局長　　松本　有加
　事務局次長　松浦　秀紀
　事務局　　菊池　誠晃、岡田　梨容子

○欠席委員
　４番　樋田　都委員
　１９番　柴田　紳一郎委員

４．議事日程
　第１　会長挨拶
　第２　議事録署名人選出
　第３　付議案件について
　議案第46号　農地法第３条の規定による許可申請について　２件
　議案第47号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について　２件

議案第48号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
（所有権移転）　1件
議案第49号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
（利用権設定）　2件
報告第９号　農地法第18条第6項の規定による届出について　2件

第４　協議・連絡事項
・令和５年度愛媛県市町農業委員・推進委員等の研修会について
・第11回農業委員会総会について

５．会議の概要

事務局長　ただいまから、令和5年第10回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は19名中、17名で総会成立の定足数に達しております。
欠席委員は４番、「樋田　都」委員、１９番、「柴田　紳一郎」委員の２名です。
それでは、菊池会長から招集のご挨拶を申し上げます。

（菊池会長挨拶）

議　長　それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

（異議なし）

議　長　それでは議事録署名人に「７番、西川　友浩委員」、「８番、菊池　繁生委員」を指名します。

議　長　それでは付議案件に入ります。
議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
番号26、事務局の説明を求めます。

事務局　それでは、議案第46号、番号26について説明します。
農地の所在「○○○○」、地目現況「樹園地」、面積「7,505㎡」、外

2筆、計「10,739㎡」、３条賃貸借です。
譲渡人「○○○○」、「○○○○」。
譲受人「○○○○」、「○○○○」。
申請事由としては、譲渡人は「自分が設立した法人に農地を貸し、農業経営を行いたい」。譲受人は「農業経営を行うため、農地を借り受けたい」であります。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
説明は以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

２番　　「○○○○」さんは手広く農業を始められていて、今年、農業法人を設立するということになりました。つきましては、委員の皆様の理解を得て、この申請についての賛同をお願したらと思います。
以上です。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なく承認）

議　　長　　それでは承認することといたします。

議　　長　　続きまして、番号27、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　それでは、番号27について説明します。
農地の所在「○○○○」、地目現況「樹園地」、面積「439㎡」、外1筆、計「692㎡」、３条無償移転です。

譲渡人「○○○○」、「○○○○」。
譲受人「○○○○」、「○○○○」。
申請事由としては、譲渡人は「県外に居住しており、管理できないので譲り渡したい」。譲受人は「農地を譲り受け、野菜等を耕作したい」であります。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第３条第２項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
説明は以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

５番　　申請人は「○○○○」さんです。奥さんと２人で農業をされております。今回の土地は○○○○の道路沿いの土地で、「○○○○」さんのいとこである○○○○の「○○○○」さんという方が作っておられたそうですけど、この「○○○○」さんの親戚である○○○○在住の「○○○○」さんの所有する土地でありますけど、「○○○○」さんも○○○○と高齢であり、作っておられる「○○○○」さんも高齢ということで、親戚である「○○○○」さんに作ってもらえないかということでの申請であります。「○○○○」さんはここで野菜を耕作したり、「○○○○」という○○○○としても活用していきたいとおっしゃっております。是非とも許可していただいたらと思います。
よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なく承認）

議　　長　　それでは承認することといたします。

議　　長　　続きまして、議案第 47 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

番号 1、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　議案第 47 号、番号 1 について説明します。

農地の所在「○○○○」、地目現況「畑」、面積「1,696 ㎡」です。

申請人「○○○○」、「○○○○」、「○○○○」です。

転用目的「貸駐車場」、転用理由、「申請地は土壌が悪く農地としては生産性が低いため、他の利用を考えていた。申請地周辺は近年宅地化が進み、住宅・事業所・公共施設等があり駐車場の需要が見込めるため、貸駐車場として利用し農業経営の安定を図りたい」とのことであります。

続いて参考資料の 1、2 ページをご覧ください。

申請地は、都市計画法の用途地域外ではあるものの、○○○○の南に 245m、○○○○から 284m、○○○○から 350mの所に位置しており、周辺には学校や医療施設、公園が多数ある市街地の区域内にあります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「市街地の区域内にある農地」になります。また、上・下水道管が埋設している道路に接しており、500m以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設、都市公園などの公共施設又は公益的施設が存することに該当するため、「第３種農地」となります。

この第３種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料 3 ページから 4 ページまでに、公図及び土地利用計画図を掲載していますのでご確認ください。

以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

１５番　　現在この土地は土壌が悪く、何年も前から作物の無い状態で、隣接する農地はありません。周辺は近年、宅地化が進み、住宅倉庫、公共施設などがある環境となっております。駐車場として需要が見込めるということですので、貸駐車場として農業経営の安定を図りたいということです。

よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なく承認）

議　　長　　それでは承認することといたします。

議　　長　　続きまして、番号2、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　それでは、番号２について説明します。
農地の所在「○○○○」、地目現況「畑」、面積「348 ㎡」です。
申請人「○○○○」、「○○○○」、「○○○○」です。
転用目的「農業用倉庫」、転用理由、「既存の倉庫は手狭なため、フォークリフト等の機械、機具を効率よく使うことができない。申請地は道路事情もよく、集落の続きで自宅も近く、用地も十分に確保でき集荷、選果、出荷作業をスムーズに行うことができ、作業効率の向上が期待できるため」とのことであります。
続いて参考資料の１、２ページをご覧ください。
申請地は、○○○○から西に約550m先の市道沿いに位置しており、農業振興地域整備計画における農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であることから、農地区分は「農用地区内農地」となり、転用は原則不許可となります。
ただし、この土地は、農業用施設用地に用途区分変更されていることから、改正通知第２の１の（１）のアの（イ）のｂの例外規定「農振法に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること」に該当するため、本案件は許可相当となります。
なお、この案件につきましては、3,000 ㎡以下の優良農地に該当するため、農地部会において審議しております。
参考資料 3 ページから 4 ページまでに、公図及び土地利用計画図、5 ページに配置図、6 ページに平面図を掲載していますのでご確認ください。
以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

９番　　「○○○○」さん、○○○○です。先月も説明したとおり、現在、使用している倉庫が相続問題で親戚の物になりまして、○○○○して、お父さんの存命中は使用できるという状態で倉庫を使用しております。お父さんも高齢で、本人も○○○○、まだまだ農業はできるのですが、お父さんのことを考えて、また、万が一のことがあるといけないので今のうちに新しい倉庫を建てる計画を立てた次第であります。
　それで、資料の５ページを見ていただけたらと思いますが、農業倉庫の横に広い空間がありますが、農業倉庫の予定地の裏の畑も「○○○○」さんの畑で、そこへ行く通路でこれを空けている状態となっております。
　以上です。

議　　長　　農地部会を開催しておりますので、農地副部長より報告をお願いします。

１番　　先程、説明があったとおりなのですけど、農地部長が決席ということで、私が議長をさせていただいて、慎重審議しました。
　その結果、「許可するものと相当とする」ということで、決議しましたので、よろしくお願いします。

議　　長　　この案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なく承認）

議　　長　　それでは承認することといたします。

議　　長　　続きまして、議案第 48 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程いたします。
　番号 62、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　それでは議案第 48 号について説明します。

番号62、「○○○○」、「樹園地」、「3,043㎡」。
移転する者「○○○○」。
移転を受ける者「○○○○」、価格「○○○○」。
以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

８番　　「○○○○」さん、○○○○。現在、体調を崩されて、「調子が良くなるまで作り手を探してくれないか」ということで、探していた結果、「○○○○」さん、○○○○。この方は、お父さんと一緒に熱心に農業をされております。当初の話では「貸す」という方向で話が進んでいたのですが、途中から「○○○○」さん、体調が良くないので、「もし買ってくれるのであれば売るよ」という話に変わり、今回、この値段での交渉がまとまり、売買となりました。
問題ないと思います。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なく承認）

議　　長　　それでは承認することといたします。

議　　長　　続きまして、議案第 49 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程いたします。
番号163、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　それでは、議案第49号について説明します。
番号 163、「○○○○」、「樹園地」、「1,303 ㎡」外 1 筆、計「1,737㎡」、新規の賃貸借です。
設定する者「○○○○」。
設定を受ける者「○○○○」、終期「令和 6 年 1 月 31 日」、賃借料「○○○○」。

以上です。

議　　長　　地元委員の説明を求めます。

８番　　これも同じ「○○○○」さん、○○○○の案件です。この農地に関しては、隣接地で営農されております「○○○○」君、○○○○。お父さんと一緒に熱心に農業をされております。「「○○○○」さんの調子が良くなるまで作ってもらえないか」と声をかけたところ、快く「作りましょう」ということで今回の運びとなりました。
よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なく承認）

議　　長　　それでは承認することといたします。

議　　長　　続きまして、番号 164 につきましては、再設定の案件となっています。事務局の説明を求めます。

事 務 局　　番号 164 は再設定の案件となっています。
「○○○○」、「樹園地」、「1,304 ㎡」、再設定の賃貸借です。
設定する者「○○○○」。
設定を受ける者「○○○○」、期間「9 年 5 ヶ月」、賃借料「○○○○」。
以上です。

議　　長　　再設定のため地元委員の説明を省略します。

議　　長　　番号 164 につきまして、承認することに、ご意見、ご質問ございませんか。

委　　員　　（意見、質問等なし）

議　　長　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委　　員　　（異議なく承認）

議　　長　　それでは承認することといたします。

議　　長　　続きまして、報告第 9 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」。
番号 32、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　それでは報告第 9 号について説明します。
番号 32、「○○○○」、「樹園地」、「543 ㎡」。
賃貸人「○○○○」。
賃借人「○○○○」。
解約の理由「今までの賃借契約をやめて、売買契約を結ぶため」であります。
以降の案件については説明を省略します。
以上です。

議　　長　　報告事項でありますので、以上で終わります。

議　　長　　続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

（協議事項について説明及び審議）

議　　長　　それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

６．閉会　　１４時００分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和５年９月５日

会　　長　　菊池　眞策

議事録署名人　　西川　友浩

議事録署名人　　菊池　繁生